

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」の一部改正案に関する意見

本改正案の内容、およびその趣旨について賛成し、これを支持いたします。

現行の生物多様性影響評価では、日本の環境下でどのように生育するかについて科学的な知見が不足している遺伝子組換え植物については、まず日本国内の隔離ほ場において試験を実施し、一般使用申請の際に添付するデータを取得することになっております。

今回の改正案では、過去のデータ、国外で取得されるデータで審査が可能と判断できるものについては、国内での隔離ほ場試験を不要とすることが検討されています。

科学的知見が積み上がった作物や形質において、蓄積された知見に基づいて審査過程を見直すことは科学的に妥当であり、支持いたします。

科学的に見て、これ以上必要ないと判断される評価を緩和し、代わりに、重点的に審議すべき案件に資源を集中することは、限りある資源を有効に活用するという視点から意義ある重要な対応です。

今後とも、科学的知見が十分に得られた作物や形質については審査過程を見直すことを進めて頂けるよう、お願いいたします。